

都市計画マスタープランの中間見直しと立地適正化計画作成について

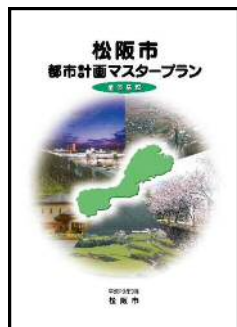
松阪市建設部都市計画課
電話：53-4168
FAX：26-9118

松阪市では、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、都市計画マスタープラン（H20.3 策定）の中間見直しと立地適正化計画の作成に取り組んでいます。

○都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も身近な立場にある市町村が、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として策定するものです。

現行の都市計画マスタープランは、平成 17 年の 1 市 4 町の合併後、対象区域を松阪市全域、計画目標年次を平成 37 年として、平成 20 年 3 月に策定しています。



全体構想

- 序 章：松阪市都市計画マスタープランについて
- 第 1 章：松阪市の現況と課題
- 第 2 章：将来フレーム
- 第 3 章：将来都市像
- 第 4 章：土地利用計画
- 第 5 章：まちづくりの基本方針
- 第 6 章：計画の推進



地域別構想

- 第 1 章：地域区分の設定
- 第 2 章：地域別構想

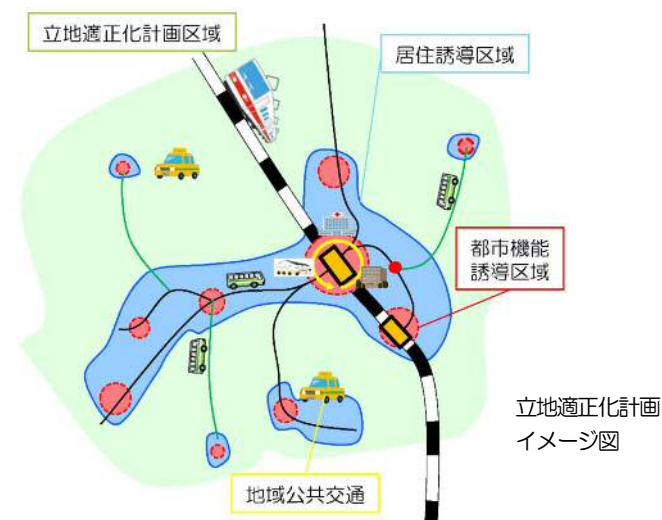
※小中学校区などの生活圏を基本として、地形的特徴、土地利用・市街地の状況、分断要素（道路、鉄道、河川等）、町丁界などから可能な限り地形・地物を区域界とした 3 2 の地域別での構想。

策定から 10 年が経過する中で、このたび、新しくなった上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、都市計画マスタープランの中間見直しを行っています。

○立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の平成 26 年 8 月の改正により創設された制度で、人口減少社会に対応していくため、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくためのものです。

医療・福祉施設、商業施設や住居などの生活利便施設がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくものです。



立地適正化計画の策定にあたっては、「市街化区域」内に居住を誘導する「居住誘導区域」、その「居住誘導区域」内に医療・福祉・商業施設などを誘導する「都市機能誘導区域」を検討していきます。

こういったことによりコンパクトなまちづくりに取り組む立地適正化計画の作成を、都市計画マスタープランの中間見直しと合わせて検討していきます。

お知らせ

- 10月号の広報まつさかにおいて都市計画に関する特集を予定しています。
- シンポジウムを行います。
タイトル：「まとまり」「つながる」まちと公共交通を市民みんなでつくるために
12月3日（日）13：30～ 松阪市産業振興センター ※ぜひご参加ください。